

一般社団法人東海木造住宅協会 様

岐阜県林政部県産材流通課長

改正建築基準法の施行に伴う対応について

平素は、県の森林・林業・木材産業施策の推進に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 4 月 1 日に改正建築基準法が施行されますが、「ぎふ性能表示材」および「県産材を使用した住宅関係の補助金」については、下記のとおりです。

会員への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、下記担当までお問合せください。

記

1 りふ性能表示材について

令和 7 年度以降も「ぎふ性能表示材」の生産を引き続き推進します。

なお、建築確認申請における構造関係の審査においては、「ぎふ性能表示材」の基準強度は「無等級材」の扱いとなります。

2 県産材を使用した住宅関係補助金について

(1) りふの木で家づくり支援事業

現行の構造材の木材使用要件は、「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつ J A S 製品」としています。令和 7 年度も木材使用要件に変更はありませんので、「ぎふ性能表示材」、「ぎふ証明材かつ J A S 製品」のどちらでも同様に当該補助事業を活用できます。

(2) 産直住宅普及活動支援事業（建築支援タイプ）

県内産の木質部材（大黒柱、調湿用木炭、間伐材畳、難燃材等）の贈呈に対し、その経費の一部を助成しています。令和 7 年度も同様です。

「ぎふ性能表示材」についてのお問合せ

担当係	県産材流通課 加工流通係
担 当 (E-mail)	古川 (furukawa-atsuhiro@pref.gifu.lg.jp) 林 (hayashi-taiga@pref.gifu.lg.jp)
電話番号	058-272-1111 (内線) 4364、058-272-8486 (直通)

「県産材を使用した住宅関係の補助金」についてのお問合せ

担当係	県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係
担 当 (E-mail)	松下 (matsushita-yasuhiro@pref.gifu.lg.jp) 中山 (nakayama-jun@pref.gifu.lg.jp)
電話番号	058-272-1111 (内線) 4366、058-272-8487 (直通)